

国立大学法人東京外国語大学特別教員に関する規程

〔平成24年 3月27日〕
規 則 第 35 号

改正 平成27年 3月24日規則第25号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号。以下「就業規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、特別教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 特別教員として雇用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学を退職した教員のうち、教育に係る豊富な経験及び高い実績並びに優れた教育能力等を有し、かつ本学の教育研究活動のより一層の発展に寄与することが期待できる者
- (2) 他大学の退職教員等、本学の教育研究活動の発展に寄与することが期待される者
- (3) 将来本学で専任ポストが確保された際に採用候補者となりうる若手の者
- (4) 特に学長が必要と認めた事業等のために雇用する者

(雇用の決定)

第3条 特別教員を雇用するときは、各部局において、今後の採用人事計画に基づき特別教員の配置の必要性、職務内容、予算等の審議を行い、各部局長が学長へ上申するものとする。

2 学長は、前項の上申を参考に雇用を決定する。

3 学長は、前項により雇用を決定した場合は、本人及び各部局長へ通知する。

(特別教員を配置している間の欠員ポストの取扱い)

第4条 特別教員は、原則として欠員ポストへ配置することとし、特別教員を雇用している間は、後任補充は行わないこととする。ただし、学長は、教育の体制上、特に必要な場合に、後任補充を認めることができる。

(職務内容)

第5条 特別教員の職務は、教育業務を基本とし、その他各部局で定める業務とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。